

令和7年第8回教育委員会定例会議事録

日時：令和7年6月4日（水）午前9時00分

場所：香南市役所6階604・605会議室

教育委員：三木守教育長、百田久範委員、中元啓恵委員、亀川孝志委員、森本美穂委員

事務局：坂本教育次長、小松(昌)学校教育課長、猪原こども課長、山崎生涯学習課長、
小松(泰)教育研究所長、田淵学校教育課長補佐、高崎学校教育課主査（記録）

議題

議事

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第2 | 議案第50号 予算の繰越明許費繰越計算書の報告に係る意見聴取に関する議案 |
| 日程第3 | 議案第51号 専決処分の承認（令和6年度香南市一般会計補正予算（第7号））
に係る意見聴取に関する議案 |
| 日程第4 | 議案第52号 令和7年度香南市一般会計補正予算（第1号）に係る意見聴取に関する議案 |
| 日程第5 | 議案第53号 香南市補導センター運営委員会委員の委嘱について |
| 日程第6 | 議案第54号 香南市社会教育委員の委嘱について |
| 日程第7 | 議案第55号 香南市生涯学習施設運営審議会委員の委嘱について |
| 日程第8 | 議案第56号 香南市教育振興基本計画推進協議会委員の委嘱について |
| 日程第9 | 議案第57号 香南市教育委員会会計年度任用職員のうち特別の形態によって勤務
する必要のある会計年度任用職員の規程について |
| 日程第10 | 教育長の報告 |
| 日程第11 | その他 <ul style="list-style-type: none">・熱中症対策について・水泳指導における安全管理について・総合教育会議について |

開会 午前9時00分

○教育長

それでは、ただいまから令和7年第8回香南市教育委員会定例会を開会します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1「議事録署名委員の指名について」は、森本委員さんよろしくお願いします。

○森本委員

はい。

○教育長

それでは議題に移ります。

本日の議題は8件、報告が1件、その他が3件となっていますのでよろしくお願いします。

なお、詳細な説明は各議案等の審議の際に担当課より説明をいたします。

初めに議題第50号から52号まで、香南市議会6月議会に提出予定の議案についての意見聴取を行うものであるため、非公開とすべきと考えますが賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○教育長

はい、ありがとうございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、全員の賛成がありましたので、議案第50号から52号までを非公開とします。

なお、議案第50号から52号までの議案に対する意見等については、6月議会の後に公表される議事録によって掲載されることになりますので、ご承知ください。

日程第2	議案第50号	予算の繰越明許費繰越計算書の報告に係る意見聴取について 審議・承認（非公開）
日程第3	議案第51号	専決処分の承認（令和6年度香南市一般会計補正予算（第7号）） に係る意見聴取について審議・承認（非公開）
日程第4	議案第52号	令和7年度香南市一般会計補正予算（第1号）に係る意見聴取につ いて審議・承認（非公開）

（以下秘密会（非公開）部分）：6月議会の後に公表

それでは、日程第1 議案第50号「予算の繰越明許費繰越計算書の報告に係る意見聴取に関する議案について」説明をお願いします。

○次長

では、私の方から説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いします。

議案第50号「予算の繰越明許費繰越計算書の報告に係る意見聴取に関する議案」です。

令和7年6月香南市議会定例会に提出予定の別紙の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求めるものになります。

次の2ページをお願いします。

令和7年5月26日付けで香南市長の方より、「第117回香南市議会定例会に提出する予定の議案に関する意見について」ということで依頼があります。

こちらの3件について、予算に関するものですけれども、別紙資料の方をお願いします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条による教育委員会の意見聴取に関する資料の1ページを開いてください。

議案の概要としまして、1番の「予算の繰越明許費繰越計算書の報告について」です。これにつきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものになっております。

資料の5ページをお願いします。5ページからが繰越明許費の繰越計算書になります。

繰越明許費ですけれども、これにつきましては6年度に予算計上した事業のうち、翌年度に繰り越しをして使用する予算の経費になります。

事業の概要等につきましては、こども課、生涯学習課の方から説明をお願いいたします。

○こども課長

こども課の方から説明をさせていただきます。

6ページの民生費のところを赤枠で囲んであるところがあります。

その中の「1 社会福祉費」というのは、福祉事務所と高齢者介護課に関係することになりますので、「2 児童福祉費」の方をご覧ください。

まず、野市保育所園庭改修事業についてです。これは設計管理の費用と工事費の繰り越しを行っているもので、実際の工事自体は今月末に完了する予定になっております。

次の佐古保育所調理室空調設備更新事業につきましても、同じように設計管理の費用と工事費になっています。工事自体は2期に分けて行う予定にしております、1期工事を7月末までに終える予定です。2期工事は、12月末から1月にかけて実施する予定としております。

次の旧岸本保育所解体事業につきましては、工損事後調査の費用とそれにかかる損失補填金になっています。現在、対象となる世帯に委託をしております業者が説明に回っているところです。説明に行った中で、ここがこういうふうに工事によって影響が及ぼされていると思うので、その費用についてはこの額を考えていますということでの説明に回っています。それが終わり次第、報告を受けるようになっていきますので、それからお支払いをしていくということになります。

次の香我美おれんじ保育所庇屋根改修事業は、設計管理の費用と工事費になります。工事自体は、9月ごろまでに完了したいと考えています。

一番下の野市東保育所と野市東幼稚園改修事業につきましても、設計管理の費用と工事費になっていますが、工事費自体は前年度に一部前払金として支払っておりますので、それを差し引いた金額での繰越になっています。事業自体は5月に完了しておりますので、支払いも終わっているところです。

こども課は以上です。

○生涯学習課長

続いて生涯学習課です。

9ページになります。

「10 教育費」、「6 保健体育費」の野市総合体育館非構造部材耐震化工事について、当初令和6年9月補正で可決された案件になります。全体金額が6,638万5,000円の事業費がございました。そのうち、今年度執行された金額が1,846万2,000円ということで、差額について翌年度に繰り越しをするということになります。繰り越しの理由につきましては、当初、冬場の利用者が少ないということで、総合体育館の日程を調整し、工事期間を3月末から4月にかけてという形になっております。ですから、ほぼ5月末で完成をしておりますけれども、年度を跨ぐ工事になりましたので、今回繰り越しで計上させていただきました。

以上です。

○教育長

では、ただいまの説明について、ご意見質問等ありませんか。

特にご意見なければ、議案第50号「予算の繰越明許費繰越計算書の報告に係る意見聴取に関する議案について」は了承するということでご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○教育長

では、ご異議ないようですので、議案第50号は了承することにします。

次に日程第3 議案第51号「専決処分の承認に係る意見聴取に関する議案について」説明をお願いします。

○次長

では、議案書の3ページをお願いします。

議案第51号です。

専決処分の承認(令和6年度香南市一般会計補正予算(第7号))に係る意見聴取に関する議案になります。

令和7年6月香南市議会定例会に提出予定の別紙の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求めるものになります。

別紙資料の10ページをお願いします。

専決処分の承認を求めることについてということで、令和6年度の香南市一般会計補正予算第7号になります。

この専決処分につきましては、年度末に予算の執行状況によって、予算の支出予定がないものなどについて減額をして、不用額を持たないようにするものになります。

これにつきましては、議会を招集する時間の余裕がないということで、市長の権限で予算の執行をして処分をすることができるということになっております。

ただ、専決処分をしたものについては、次の議会で報告をして承認を求めなければならないとなっておりますので、この6月の議会で提出するものとなっております。

この主なものにつきまして、各課から説明をお願いいたします。

○**こども課長**

資料の 11 ページをお願いいたします。

主な事業が一覧になっております。

こども課は野市保育所改修工事について、入札により金額が減額になりましたので、事業費の減額ということで出しております。この事業自体は繰り越しとなっておりますので、今年度やっていく事業になります。

こども課は以上です。

○**学校教育課長**

学校教育課です。

その下、11 ページの資料ですけれども、野市小学校中庭改修事業がありますが、これについても入札減による事業費を減額するということで、ビオトープがあったところですが、そこの素材を変えたということと、面積も少なくなって減額したという内容になっています。

続きまして、小学校指導者用教科書等購入業務ということで、講師用の指導書の購入です。入札減により事業費を減額するということで、次年度の教科書の指導書が足りなくなってしまうので、余分に予算計上をしていましたが、実際確認してみたところ減になったということで減額するものです。

続いて、香我美中学校駐輪場改修事業につきましても、実施及び入札減により事業費を減額するということになっています。これについても、面積や素材等の変更より減額になっております。

以上です。

○**生涯学習課長**

続きまして、生涯学習課から 5 番、6 番になります。

5 番の内容が、中央公民館の高圧機器更新事業ということで、当初 7,489 万 9,000 円の予算計上させていただいて、工事費の入札の減がございまして、2,158 万 2,000 円を減額しております。

また、6 番目の社会教育施設非構造部材の耐震化事業（公民館）と記載がありますが、令和 6 年度は山北公民館と中央公民館の設計を計画しておりました。主な内容としては、全体工事費が 3,872 万円ございまして、今回不用額が 825 万円出ております。これは、山北公民館の工事費の入札減の分が出ております。

以上になります。

○**次長**

12 ページに歳入予算として細かく減額しております。寄付については増額をしておりますけれども、それぞれ詳細を載せています。

13 ページからが歳出予算の方ですが、それぞれの予算科目、節ごとにほとんど減額ですが、減額したものを載せています。13 ページから 27 ページまでが詳細なものになります。

○**教育長**

今の説明についてご意見ご質問ありませんか。

なければ、議案第 51 号「専決処分の承認に係る意見聴取に関する議案について」承認することということでご異議ございませんか。

（全員異議なし）

○**教育長**

ご異議ないようですので、議案第 51 号は、承認することといたします。

次に日程第 4 議案第 52 号「令和 7 年度香南市一般会計補正予算に係る意見聴取に関する議案について」説明をお願いします。

○**次長**

議案書の 5 ページをお願いいたします。

議案第 52 号「令和 7 年度香南市一般会計補正予算（第 1 号）に係る意見聴取に関する議案」

になります。

令和 7 年 6 月香南市議会定例会に提出予定の別紙の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めるものになります。

これにつきましても、資料の 28 ページからお願いいたします。

令和 7 年度香南市一般会計補正予算第 1 号になります。

次のページから 29 ページが主要事業で、30 ページ、31 ページが歳入歳出予算の項目ごと、科目ごとの詳細な金額になります。

主な主要事業につきまして、こども課の方からお願いします。

○こども課長

こども課から説明をさせていただきます。29 ページをお願いいたします。

主要事業としまして、赤岡保健センター空調設備更新事業になります。赤岡保健センターのホールの空調設備の取り替えになりまして、設計管理委託料として 100 万円、工事費として 1,570 万円を計上しております。

ホールは埋め込み式の空調が 4 台あり、そのうちの 1 台が故障をしたため、業者に見てもらったところ、設置から 25 年を経過しており、交換部品がないということを言われております。現在動いている 3 台も同じ時期に取り付けをしておりますので、動かない可能性があるということから、今回 4 台すべての交換を考えているところです。詳細は 31 ページに細かく出てくるんですけど、当初予算で児童クラブの費用になるんですが、当初予算でホールの空調の冷却した水が天井へ落ちてシミが大きく出ていて、天井の方も危ないというので、もともと天井を一部張り替えをするような予算をとっておりましたけれども、今回、ホールの空調を換えることに伴って天井も一部張り替えを行いますので、その当初に取っていた費用を落とした上で、今回のこの費用を挙げております。

あと、細かいところで言いますと、野市東こども園の職員駐車場として民間の土地を借りるようになっておりますので、賃貸借料として予算計上をさせてもらっているところと、備品のところで赤岡保育所になりますけれど、ワイヤレスチューナーが壊れたということで、その費用を計上しております。

こども課の予算は以上になります。

○教育長

はい。説明は終わりました。

本件についてご意見ご質問ありませんか。

特に意見等がなければ、議案第 52 号「令和 7 年度香南市一般会計補正予算に係る意見聴取に関する議案」について、承認するということでご異議ありませんか。

(全員異議なし)

○教育長

ご異議ないようですので、議案第 52 号は承認することといたします。

では、先ほどの議案までが非公開ということでしたので、公開に戻したいと思います。

○教育長

では、日程第 5 議案第 53 号「香南市補導センター運営委員会委員の委嘱について」、生涯学習課長より説明をお願いします。

○生涯学習課長

議案第 53 号「香南市補導センター運営委員会委員の委嘱について」、香南市補導センター運営委員会委員の委嘱について承認を求める。

提案理由は、香南市補導センター運営委員会委員のうち、各所属の役職に異動があったことから、別紙のとおり後任の方に香南市補導センター運営委員会規則第 3 条に基づき、香南市補導センター運営委員会委員を委嘱するものです。任期は、規則第 4 条の規定により、その者の属する職務の在任期間となっております。

次のページを開いていただいて、8 ページ、9 ページをお願いいたします。

8 ページには 13 名の方々の名前がありまして、今回変更になった方を抜き出して 9 ページに記載させていただきました。

1 番が石本貴裕さん、南国警察署長さん、令和 7 年 3 月 25 日からとなっております。

2 番が山下篤さん、香南市福祉事務所長、令和 7 年 4 月 1 日から。

3 番が岩城多加仁さん、東部教育事務所所長、令和 7 年 4 月 1 日から。

4 番が森田真弘さん、野市中学校長、令和 7 年 4 月 1 日から。

5 番が長野秀顕さん、香南市 PTA 連絡協議会長、令和 7 年 5 月 13 日からとなっております。

以上です。

○教育長

すいません、先に確認です。

所属の方が異動等によって、この肩書きの方が変わったので、それが変わっているというのが今の説明ですよね。

○生涯学習課長

はい、そうです。

○教育長

実際の会のときに、この所長さんが出られない場合に、所長さんの方から別のものを代理で来させて、ここに座るというふうなことは、それは認めた上の委員さんの話ですよね。

○生涯学習課長

そうです。

○教育長

先ほどの説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。質問がなければ採決を行います。

議案第 53 号、香南市補導センター運営委員会委員の委嘱については承認するという事で、ご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○教育長

ありがとうございます。

議案第 53 号、承認することと決定しました。

次に日程第 6 議案第 54 号「香南市社会教育委員の委嘱について」、議題とします。

生涯学習課より説明をお願いします。

○生涯学習課長

はい。報告の前に資料の訂正をお願いいたします。

11 ページの地域の部分を全て削除というかたちで報告させていただきます。

議案第 54 号「香南市社会教育委員の委嘱について」、香南市社会教育委員の委嘱について承認を求める。

提案理由は、香南市社会教育委員設置条例第 2 条に基づき、別紙の者に香南市社会教育委員を委嘱するものです。

任期は残任期間となるため、各種団体の役員改正日から令和 8 年 5 月 31 日までの期間となっております。本来ならば、令和 6 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日の期間になっておりますので、この団体の改正日からというふうになっております。改正された方の分につきまして、11 ページの表の方で「新」というふうに書かせていただきまして、役員交代日のところがこの日にちになっております。

改正された方が 6 番の森田真弘さん、香南市立小中学校校長会会長で、令和 7 年 4 月 1 日から。

7 番、久武美紀さん、香南市文化協会会長、令和 7 年 6 月 6 日から。

9 番、長野秀顕さん、PTA 連絡協議会会長、令和 7 年 5 月 13 日からとなっております。

以上になります。

○教育長

説明が終わりましたが、本件についてご意見ご質問ございませんか。

質問がなければ採決を行います。

議案第 54 号「香南市社会教育委員の委嘱について」、承認するというご意見でございますか。

(全員異議なし)

○教育長

ありがとうございます。

ご異議ないようですので、議案第 54 号は承認することに決定いたします。

次に、日程第 7 議案第 55 号「香南市生涯学習施設運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。

生涯学習課より説明をお願いします。

○生涯学習課長

議案の前に訂正をお願いいたします。

委員名簿の 13 ページ、こちらにつきましても、地域のところについて削除をお願いいたします。

それでは、議案第 55 号「香南市生涯学習施設運営審議会委員の委嘱について」、香南市生涯学習施設運営審議会委員の委嘱について承認を求める。

提案理由は、香南市生涯学習施設運営審議会条例第 3 条第 2 項に基づき、別紙の者に香南市生涯学習施設運営審議会委員を委嘱するものです。

任期は残任期間となるため、各種団体の役員改正日から令和 8 年 5 月 31 日までの期間となっております。これも同じく、任期は本来ならば令和 6 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日となっております。これにつきましても、改正された方をご報告させていただきます。

「新」のところで役員交代の年月日について、確認をお願いいたします。

6 番、森田真弘さん、香南市立小中学校校長会会長、令和 7 年 4 月 1 日から。

7 番、久武美紀さん、香南市文化協会会長、令和 7 年 6 月 6 日から。

9 番、長野秀顕さん、PTA 連絡協議会会長、開所令和 7 年 5 月 13 日からとなっております。

以上です。

○教育長

本件についてご意見ご質問ありませんか。

○百田委員

はい。

54 号の社会教育委員と両方関連して、文化協会の会長さんは、6 月 6 日で今日が 4 日ですけど、6 日の承認で間違いはないですか。

○生涯学習課

6 月 6 日に総会で最終決定をするという話を伺っております。

○教育長

久武さんは、ここで承認しても 6 日からですね。

○生涯学習課

はい。

もし否決されることがあったならば、また次の教育委員会で報告をさせていただきます。

○教育長

はい。

他、ご意見ご質問ございませんか。なければ採決を行います。

議案第 55 号、香南市生涯学習施設運営審議会委員の委嘱について承認するというご意見でございますか。

(全員異議なし)

○教育長

では、議案第 55 号は承認することに決定しました。

次に日程第 8 議案第 56 号「香南市教育振興基本計画推進協議会委員の委嘱について」を議題とします。

次長より説明をお願いします。

○次長

議案書の 15 ページをお願いいたします。

議案第 56 号「香南市教育振興基本計画推進協議会委員の委嘱について」、香南市教育振興基本計画推進協議会委員の委嘱について承認を求める。

提案理由、香南市教育振興基本計画推進協議会要綱第 3 条の規定に基づき、別紙のとおり香南市教育振興基本計画推進協議会委員を委嘱するものです。任期は、令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日の間です。

次の 16 ページに委員の名簿を載せております。

1 番から 6 番まで、幼稚園、保育所、小学校、中学校の園長先生、校長先生になっていただいておりますが、この方たちにつきましてはそれぞれ園長会であるとか、校長会の方から選出をいただいた委員になります。

7 番の長野さんにつきましては、香南市 PTA 連絡協議会の会長ということで、今年度委員になっていただきました。

8 番、9 番、10 番につきましては、それぞれ所属からの代表となっております。

11 番から 14 番までは再任ということで学識経験者となっておりますが、11 番の中脇さんにつきましては、以前野市小学校放課後子ども教室から学識経験者ということで来ていただいております。令和 6 年からは、子ども子育て会議の委員ということでこちらの委員にもなっております。12 番の山本美和さんにつきましては、高知県の幼保支援アドバイザーということで学識経験者として入っております。

13 番の高知工科大学の中村教授と、14 番の高知学園大学の吉村教授につきましては、計画の 1 期目からずっと委員をしていただいております。

言い抜きがありましたが、11 番中脇さんにつきましても、この計画の 1 期目からです。山本美和さんにつきましては、令和 5 年からということで委員になっていただいております。

今年度につきましては、こちらの方々に委員を引き受けていただいておりますので、委嘱をさせていただきたいと考えておりますが、今後来年度以降につきましては、学識経験者の部分につきましても、少し見直しも検討していければと思っております。

説明は以上になります。

○教育長

少し補足します。

教育振興基本計画について、当然その年度年度で重要なポイントは変動があっていくので、それに応じて学識経験者の方もそこを見通した方に声をかけていくという考え方もいるかと思っておりますので、今の段で今年度についてはこのままお願いする。ただ、今年いっぱいをかけて、これからの教育振興基本計画を考えていく上で、学識の内容がこういったことで示唆していただくかということについてを考えながら、委員の入れ替えも考えたいと思っております。今年度についてはこの提案ということになります。

以上です。

何かご質問等ありませんか。

○森本委員

今の教育長説明での委員の新しい形とか見直しというのは、教育振興基本計画の最後のご説明の委員の方の話ですね。

○教育長

そうです。

○森本委員

ここの最初のページからずっと見たところ、同じ方が続いている感じがありますので、この方たちがそれでいいのか。

他になる人がいないからしていただいているのか分かりませんが、校長先生とかも同じ方が続いていて、お仕事のにも大変ではないとか、あと内容も毎年同じ感じで続くと、新しいご意見もなかなか難しいのではないかと思います。

○教育長

そうですね。

本来の目的で考えれば、教育振興基本計画を事務局として提案していく訳ですから、その内容に対してご示唆いただければという形で、振興基本計画に変化があれば、委員さんも変えていくなりして、そういうふうな考え方は必要かなと思います。

それとどうしても再任の方と新任の方がいて、同じ時間帯に集まったときに、どうしても再任の前年までの流れが分かっている者の中に、新任が入ってなかなか意見が言いにくいというかですね、そういうことを会議としては起こることがありますので、実は頻繁に入れ替わりがある方が、会議の目的としては適正なのかなと思います。

他、ご意見等ございませんか。よろしいですか。

では採決を行います。

議案第 56 号、香南市教育振興基本計画推進協議会委員の委嘱について承認するというご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○教育長

ありがとうございます。

議案第 56 号を承認することに決定しました。

次に日程第 9 議案第 57 号「香南市教育委員会会計年度任用職員のうち特別の形態によって勤務する必要がある会計年度任用職員の規程について」、議題とします。

こども課より説明をお願いします。

○こども課長

議案第 57 号「香南市教育委員会会計年度任用職員のうち特別の形態によって勤務する必要がある会計年度任用職員の勤務時間等に関する規程を制定する訓令について」、香南市教育委員会会計年度任用職員のうち特別の形態によって勤務する必要がある会計年度任用職員の勤務時間等に関する規程を制定する訓令を提出する。

提案理由は、香南市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 5 条第 1 項の規定に「特別の形態によって勤務する必要がある会計年度任用職員については、前条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。」と記載されているが、別に定めた規程がないことから制定するものです。

18 ページをお願いいたします。

香南市に勤務する会計年度任用職員の勤務時間や休暇等に関することについては、香南市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規定により定められておりまして、フルタイム職員の週休は土曜日と日曜日で、パートタイム職員は土曜日と日曜日の他、月曜日から金曜日までの間で決めることになっています。

また、この規定の勤務時間は 1 日 7 時間 45 分が想定をされており、勤務時間が 4 時間や 5 時間、6 時間などの職員や、土曜日が勤務日となっている職員については想定されておりませんので、それについて定められたものはありませんでした。そこで、教育委員会部局で勤務する職員について整理を行い、この度新たに規程を制定するものです。

まず第 1 条は目的、第 2 条は週休日及び勤務時間の割振りについて、別表に職務ごとに週休日等勤務時間を定めています。

表の中の週休日及び勤務時間に、週休日、勤務日、勤務時間がそれぞれあります。

教育長の指定する日や教育長が指定する時間という表現になっています。

これは職員ごとに勤務条件が異なることや、勤務場所の体制に応じてシフトを変更する場合もあることから、勤務管理の中で行っています勤務のシフト表をもって指定する日と時間にすることとしています。

なお、この表にない職務として、教育委員会部局には図書館や文化財センターに勤務している職員がありますが、7時間45分より短い時間で勤務している職員はおりませんので、この規定の中では定めておりません。

説明は以上です。

○教育長

本件についてご意見ご質問ありませんか。

よろしいですか。では採決を行います。

議案第57号、香南市教育委員会会計年度任用職員のうち特別の形態によって勤務する必要がある会計年度任用職員の規程について承認するというご異議ありませんか。

(全員異議なし)

○教育長

ありがとうございます。

議案第57号について、承認することに決定しました。

議題としては以上になります。それでは、これを回していただいて。

次に、日程第10「教育長からの報告」ということになりますが、昨日、所属長会で配った資料、そのまま、を皆さんのお手元の方に配っております。所属長会はちょっと内容がもうパンパンでゆっくり説明する時間がなかったのですが、県、四国、全国の教育長会というものがありまして、それぞれに参加した時のことについてです。

資料として、一番多く載せているものは、全国大会の時の文部科学省からの説明です。全国の時の文部科学省からの説明の中のいくつかをピックアップしています。

教員不足の話は文部科学省からの話の中でもやはり出てきました。どうやって教師、教員を確保していくかという説明の中で、教育実習を大事にしてくださいという話が出てきました。説明された方が大学の方でも関わりがあって、自分の研究室やそこで関わっているメンバーにいろいろと聞き取りというか、そばにいる学生から聞き取りをやっていた時に、将来教師になるということ、そこを腹に決めた時を確認していた時に、やはり教育実習の思い出がすごく重要だったと。教育実習の時の学校が、その実習生に対しての支援、フォロー、そういうような経験が、自分が教師になるということを志すにあたって、よく聞こえてきた声だったという、そのような話がありました。

それから、GIGAスクールのことについては、かいつまんだ話ですけど、何を学ぶかというよりも、どのように学ぶか、のためのツールということと、それから、要はパソコンに慣れるということが1つ大きな目標になるのですけれど、そのことと、学力やいろんなことで効果的に使われている、ちゃんと連動しているということを確認した時に、社会で使える力の育成と書いているのですけれど、要はタブレットだったり、ノートパソコンだったりをどんな風に使っているかという中で、自分自身のためのインと、それから発表するため、他に伝えるためのインとアウトの比率を見た時に、かつてはイン4、アウト6。でも今、これを効果的に、あるいは学力にまでつながっているという実績を見た時には、イン3、アウト7であった。ですから、表現方法の1つのツールとして、これが使いこなせているということがとても重要であるというような話がされていまして。

以前は、ここから情報をいっぱい得る事が出来るからということが、当初、説明としてはそれがメインだったわけです。もちろん図書館に行きなさい、が元々はあったものが、図書館だけでなく最新の情報、世界から、ここから拾う事が出来ますよということがあったのですけれど、今は入ってくるという風なことの視点よりも、これを使ってどう発信するか、プレゼンテーションとかも含めると思うのですが、その技術というものがちゃんと身に付いていくということが、結果、学力向上との因果関係が見えてきていますよという、そんな話でした。

それから、別室対応の基準の見直しというのは、今も常に取り組みされている、要は通常の教室でなかなか居られない、なので別室で対応しますよと。この別室で対応するということが非常に効果的だという数字は、全国のいろんな所で実証されていますし、それで不登校が減ったという風なことも、随分、分かっていると言われています。ただ、こういう言い方です。その振り子が振りすぎ。本来そっちに行かなくても良かった子どもも行っているのではないかと。

るいは、そちらに行くことが目的になって、本当の目的は戻ることはないか。そこの見直しというか、別室がゴールではないですね。過程にあって、そこは見直しが必要なところに来ているのではないですかという説明でした。

この話は私が学校教育課の課長であった時に、既に文部科学省は、その全国のその先進的な取り組みというものの中で、確か横浜だったと思います。横浜市が、不登校傾向の子ども、完全に不登校の水準までにはまだいっていない、不登校傾向の子どもたちへの支援のあり方という中で、不登校傾向にある子どもたちが別室、別教室へという風に対応しているものに対して、この別教室の不登校とまでまだカウントされていないこの子たちへの学級担任の関わり方、それが、文部科学省の中で実践例として紹介されていて、それが結果的に、0になるのですよ。その取り組みで、不登校傾向だった子どもが全部教室へ帰るっていう。

それを紹介しているのも文部科学省でした。もう何年か前に。

そういった考え方が元々あって、でもそれが全国の教育長会の中でも説明されるというタイミングに来ているということです。それが、間を飛ばして、一番下の端に書いてある校内サポートルームの支援の配置のことについて、これを国の方が予算化を考えた時に、元々は16億と考えていたらしいのですが、結果的に4億に下がったという話も出てきて、これは、教育長協議の中で出てきたものであって、文部科学省の説明の中でこのお金の話は出てきてはないのですけど。つまり、その根拠はさっきの話になりますが、必ずしも別室をゴールと考えるのは違うのではないかとということでした。

それから、働き方改革の推進として、基本的に学校が担うべき業務、それから、学校の業務ではあるけれども、必ずしも教師が担う必要がないのではないと思われる業務、それと、教師の業務ではあるのだけれども、負担軽減が可能ではないか、考えてみては、というような形で整理してそれぞれについて考えてみてくださいと話がありました。そこまでが文部科学省からの話です。

あと、もう県も四国も全国も全部1つにまとめてしまっていますけれど、教育長会での協議のあった、主な話題として、デジタル教科書の無償化ということです。これを国の方にも要望をあげていくのだと、元々義務教育は無償なので、そのことについては要望していくという話です。

それから、サポートルームの配置のことについて。

それと、裏面になります。熱中症対策のことも話題になりました。なかなかルールが複雑というか細かくて、いろんな行事ごとが動きにくくなっていくという現場の声があると分かった上で、教育長としては、それが分かった上で、でもこれは死亡に繋がる課題なんですよということを学校にはやっぱり発信していかないといけないと。

それから、家庭生活への協力とは、結果、熱中症等になってしまう子どもが、夜更かしであったり、朝食を食べていなかったりと、もともと学校へ来た段階で本来の健康的な状態ではないという話がたくさんあり、これは学校で管理するだけではない、ご家庭で子どもの健康管理というものを考えてもらうことをしないと、大変ではないかという話もありました。

教員不足のことは、どの会でも話題になって、四国の教育長会の時にどこの市町村が忘れましたが、確か市です。うちは教育委員会の中の学校席の者を0にしました。全部学校へ返しました。その役割は市の職員がやると言って全部返したと。真似は出来ないなと思いましたけど、もう本当にそこまで来たかという話し合いでした。非常に厳しかったですね。

それと、生理の貧困。これは、うちでも議会の方で質問等もあって、要はトイレにもそのまま置いとけばよいというのが、全国の議会でも要望されていて、それに対して実際やったけれどやめたというところの話がありました。なぜ、やめたかというのは、その通りやった、でもやめたというのは、あの養護教諭、保健室の方から、やはり確認できないと。相談に来てくれたら、この子はそういうことかと、その子を知るためのきっかけになるという意味では、やはり保健室を通して、この話がいった欲しいと思う中では、不安材料の方が高まってしまって、それで、もうでトイレに置いておくことをやめたという報告もありましたし、これから取り組みますと、まだ決めていませんが、今回決まったばかりでこれから取り組みますという、要するにトイレに置きますというようなことを言われている教育委員会もあったり、ちょっとばらつきがあったのですけど、香南市としてはもう既にこれも自分が課長の時に、議会で質問等がありまして、うちとしましては、保健室を通す、その代わり、ここがやり方いくつかあって、持っ

で行ったら次の日に、新しい物を物で返す。物を渡して物を返す。お金を払うではないというやり方のところと、それともう返さなくていいと。要はもう配布ですね。もう配って終わりというところと、そこはちょっとこうばらつきがあるのですけれども、なるべく配布という方向、あげるという方向に切り替えていってはとしながら、はっきりとそうと決めたわけではないというのがうちの実態です。いずれにしても、トイレに置きっぱなしという方法、置いておくという方法は、うちを取っていません。

最後に防災についてです。

先週、宮城の方にまた行きました。1つ目の岩沼市は去年2月に1回行ったのですが、改めて今回もう1回行かせていただきました。岩沼市のやり方が、復興のやり方としては多分ここが正解です。その後のトラブルとか、流れとかいろんな意味で。ただそういうことができる条件がこの土地にはあったということも1つあります。浸水エリアの住民の数が少なかったということが1つの理由にはあるんですけど、いずれにしても、ものすごく上手な方法で、コミュニティというものをすごく大事にして、復興までをこじつけたというやり方で、なかなかいいところなのですけど、実際には、もちろんここで多くの方が亡くなっています。200人弱、180人だったかな、それくらいの方が亡くなっていて、それらを教訓にしてやっているところなんです。

それから1番のメインは新任校長研修。宮城県教委がやっている、宮城県の教育センターの企画でやっている新任校長研修は、大川小学校の場所でご遺族の方から話を聞いて、そのあと意見交換という、まるまる1日を使う研修なのですが、これが災害の次の年からずっと毎年新任校長は必ずこれをやっているということでしたので、そこへ参加させてくださいということと一緒に話を聞かせていただいて、協議しているものをそばで聞かせていただきに行ってきました。

これは、あとの協議の時に、新任校長ですから、新任校長が協議の時に、実際のご遺族の方の話を聞いて、自分の学校経営をどう考えるかという意見、その意見がうちの所属長の発想と同じでないといけないはずだと。うちの所属長も同じ発想を持ってないといけないはずだというように思って、見本というか、ゴールというか、それを確認したくて、この会に参加しました。

でも正直に言って、グループ協議やっている時に、僕がイメージしていたような協議と少し違っていました。協議のグループが、小、中、高、特支が混ざっていたのです。中学校ばかりで集めてはいないのです。そのようなグループ分けになっているので、お互いの学校でやっていることが全然違う、そんなメンバーでグループを作っていました。なかなか共通のものではないので、お互いの違いを確認するような協議になっていくので、こうやっています、じゃあこうしましょうというような話にはならないのです。

私が思っていたものと、何となくその空気感というか、熱量というか、正直、私がお二人の学校の教員あるいは、退職された自分の娘さんが、2人とも娘でしたけれど、大川小学校で亡くなったという方の講演を聞いて、その衝撃というか、そして、そのあとの意見交換になったら思った時と、少し空気感が違っていたのです。

それは正直、横で聞いていながら、何か違和感という言葉がおかしいかもしれませんけれど、何かこう違い、自分とそこにいる皆さんとの違いみたいなものがずっとうち、もやっとなって、分からなかったのです。

ですから、ここへ帰ってきててもどう報告していいかもなんかちょっと分からないという感覚でグループ協議を見ていたのですけれど、グループ協議の終わり10分ぐらいのところ、いくつかのグループがあるのですが、その中で私のそばにあったその人たちの中で、1人の方がもうあと10分ぐらいの時に、「ところで、3.11のあの日、どうしていました」って、こそつと言いました。

この方たちは今年校長になっているのですけど、14年前は教諭なわけですよ。そして、それぞれが、あの時こうしていたという話が全員から出てくるわけですよ。圧倒的な違い、全員当事者なのです、結局。もう、この違いは埋まらない、というぐらいの衝撃でした。

あの時、目の前で子どもが亡くなった方もいれば、親類知人が亡くなった方もいれば、瓦礫の中を探し回った方もいる。その当事者が、そのベースの上で話をしているわけですから。これは違うという、こう私自身の見通しの甘さというか、衝撃でした。要は、格差を教えられた

衝撃。やはり、その場にいた人間としない人間のこう浮かび上がってくる発想というか、考え方というか、感覚というか。もうこの違いはどう埋めようと、もう衝撃でした。

そのような中で、大川小学校で自分の娘さんを亡くされた方がお二人、お二人ともですね、繰り返し言われたのが、大川小学校はもちろん悲劇の場所ですけれども、自分の子どもはここでこんな思いをして死んでしまう、そんなことのために産んだ訳でもない、育てた訳でもない。だから、学ぶための場所という話になった時に、皆さんの今後の未来のためにうちの子を育てた訳ではないのだという気持ちと、だけでも、何かの意味を残してあげたいという葛藤にずっとこう押し付けられているのです。その中で、大川小学校は未来に希望を与える場所であるべきだと、こう考えるべき。つまり、この子たちの犠牲を、犠牲で終わらせないためには、それを学んだ人たちが他の子どもたちの命を守ることに繋がって初めて未来に希望を与える場所になり得る事ができる。その願いがこの話題の中で何回も繰り返し出てくる話でした。

その下、山元町防災拠点の山下地域交流センターというところは、ここは避難場所で、ものすごく広くて廊下がとても広いのです。要はそこで寝ることができるため。それから備蓄品がたくさんあって、そういう施設です。それとは別に少し離れたところに小学校を当時の様子をそのままに残している小学校がありまして、そちらでも話を聞かせていただきました。そこで私に説明してくれた方がずっと一緒に回りながら、私、あの日ですね、ここで、この教室で、書道の授業していたのだと言われて。その当事者の方と一緒に、あの学校の中を歩いていただいて、あれこれ説明を聞いてきました。この学校は屋上に避難しました。屋上が平らな手すりが周りにあるようなものではなくて、屋上の上に斜めの三角の屋根があって、その下が空洞になっていました。この空洞は、何の目的もない空洞で、ただ単純に配管があるだけでした。鍵はあるのですが、結局物置きみたいなことも考えてはいないので、明かりがないのです。けれども、ここに全校生徒が逃げたことで助かったという、そういう場所でした。少し飛ばしますけれども、この話の中で、とても重要な話は、そういうものにぐると囲まれていて、唯一壁がないところ、屋上に上がってその外が見渡せる場所が海向きにあるのですが、ここから横とか反対側の町が見えないのです。

そして、ヘリコプターの音がして、「全員出て来い」と言って、みんなその屋根から出てきて、屋根に上がって、みんなその自衛隊のヘリコプターに手を振って、それで自衛隊の人が、ここに避難している子どもたちがいることに気がついて、それで救出してもらったという場所なのですが、子どもたちはヘリコプターしか見てないのです。

まあ、海側は見ているのですけれども、反対側はとんでもない瓦礫なのです。これをこの子どもたちが見ていないことが、この後のトラウマというかメンタル的な成長の上でどれほど大きかったか、という話でした。それで、海側の方にヘリが降りてくれて、そこへ走って行って、ヘリに乗り込んで、みんなが助かったということなのですけれども。そういったことをまた聞きしてきましたので、まとめて、研修資料にまた作り込みをしていって、職員研修等で活かしていきたいというように思っています。

はい、自分からは以上です。

それでは、続いて、その他の件について、まず学校教育課の方から。

○学校教育課長

皆様のお手元に、香南市立小中学校熱中症対応のガイドラインがあると思います。これが、国の方からも、熱中症事故の予防についての依頼文書等が出て、ガイドラインというものを示されました。それについてまた県の方も、ガイドラインというものが出ました。それを基に、香南市も見直しをしたものです。それで、まず後ろから2枚目というのが、高知県教育委員会が出した、暑さ指数の上昇に伴う学校教育活動の対応の目安ということで、今回、熱中症特別警戒アラートが発表されたらどうするかということが大きく変わってきたところが1つです。これは今まで、国の方でも出したことがありません。これが出る可能性が出てきたので、これが出たらどういう対応するかも考えておかないといけないという事で、大きく変えたところはそこです。

そういうところで、この対策もすごく参考にしまして、香南市のガイドラインを変えていったというところですよ。

それでは、また元に戻っていただいて、3ページのところに、括弧で（併せて現場では暑さ指数の数値も参考にし）など、括弧で囲まれていると思います。次のページ、4ページ、5ペ

ージのところも、括弧書きで囲んだところが新たに加筆修正していったところです。4 ページでは、この熱中症特別警戒アラートが出た時にどうするかというようなことを示しています。5 ページの方でも、熱中症特別警戒アラート発表時の対応としてこういうことをしてくださいというようなことを、新たに加筆して作ったものがこの熱中症対策の対応におけるガイドラインというものです。またお見知りおきください。

○教育長

これ、下のページは？はじめに、まで

○学校教育課長

そうですね。

ページ数に誤りがありますので直します。1, 2, 3、また2になっていますね。

○教育長

ましてや、表紙に1と振っているけれど。どこから1ページにするのかも含めて。

○学校教育課長

はい。

○教育長

何か、ご意見、ご質問ありませんか？

○亀川委員

この、熱中症警戒アラートはもう香南市も去年の夏は、しょっちゅう毎日のように出ていますよね。それで、この特別警戒アラートを2ポイントぐらいなんか上がるということで、これはその去年出たものの中でどれぐらいがこれに当てはまるのかとか、去年並みだったら、去年の警戒アラートが特別警戒アラートになっていたはずだとか、そういう試算的なものというか、要は今年の夏はどれぐらい出そうなのかというところはどうですか。大概学校夏休みであっても、何かやっている。中学校だったら体育館で部活動なんかやっているはずですし。まだ体育館に冷房は入っていないですよ。この指針で言ったら、部活動はもうそれによって全部打ち切りになると。去年の夏休みは晴れてたら、ほぼほぼ毎日出ていたの。

○学校教育課長

特別警戒アラートというのは、国では今までも1回も出ていないと。今までの中で、昨年度で合わせたら何回かということは自分も把握してはいないのですけれども、これが出るということは、異常気象になってきたので、出るかも分からないという想定で作っているという事です。

○亀川委員

防対あたりに確認というか、まあ分かるものだったらどれぐらい出そうなのかの情報を収集しておいて、学校へも周知するのならそういうことが予想されますよ、というようなところも必要なのではないかな。

○学校教育課長

分かりました。そこはまた調べて、アナウンスできるようにします。

○亀川委員

持っていたらね。

○教育長

何となく想像では、台風の暴風警報よりはもっと頻繁に出そうな気がしますけどね。

○学校教育課長

この暑さ指数の35以上というものは、なかなか出るものではないようです。

その表があると思いますが、暑さ指数というのは指数31で運動は原則中止です。これが普通の温度ではなくて暑さ指数なので、これが指数35までレベルが上がるということなのです。熱中症警戒アラートは、この暑さ指数が33になったら熱中症警戒アラートが発表。今回はこれのさらに上の指数35以上になったら特別というふうになるので、この温度的に何度になるかということはまた調べて、去年度でどれぐらいになるか。普通の気温だったら、乾球温度だったら指数31で35度になるので、これが何度ずつ上がるのか分からないのです。1度ずつ上がったとしたら指数35になるには、何度になるのか、そこは少し調べてみないと分からない。

○森本委員

普段はですね、この一番下の薄い色の31以上、全ての生活活動で熱中症が起こる危険性。こ

この部分がしょっちゅう起こっているということですか。この3ページの表に照らし合わせると。暑さ指数31というのが一番上になっていますよね。

○学校教育課長

はい。

○森本委員

これがこの薄いところに当てはまると思うので。ここの時点でもうすでに運動は原則中止となっていますので。

○学校教育課

そうです。

○森本委員

普段はこの薄い、一番下の部分が夏になったら起こっているという感じですかね。その一番上はなかなか無いですということ。

○学校教育課長

今は、熱中症警戒アラート発表というときは、学校現場で運営している時はあります。そこは、このガイドラインに沿って、原則は中止だけれども、休憩をこまめにとるとかということで、場合によっては大会前で、急にそのまま練習なしに競技をしたら危険だから、休憩をこまめにとりながら運動するというような場面も出てくるというところは配慮事項で入れているという状況です。

○森本委員

それですと、この上の2つははっきりと分かっているから、それほどこちらが決めるところがあまりないということですが、この3番目の31以上というところが曖昧と言いますか、場面場面で決めていかないといけないので、そこが少し難しいところですね。

○亀川委員

環境対策課ですかね。放送しているのは。

○生涯学習課長

少し報告します。この熱中症警戒アラート2024年の実績報告をします。全国的にいくと、特別は0です。警戒が全国で1,722回出ておりまして、そのうち高知県のどこという話は出てないのですが、高知県は50回、警戒が出ています。1年間のうちで50回。

環境省のホームページを見ていただいたら、熱中症警戒アラートのホームページに入っていたら、日にちごとに何月何日が1というカウントが出てくるので、それを見ていただければと思うのですが、それでも。

○教育長

特別が0というのは。

○生涯学習課長

特別は0ですね、全国的に。

○学校教育課長

去年でも0。

○生涯学習課長

0です。

○教育長

それは、特別のきちんとルール分けがあった中でも0だったのか。

○生涯学習課長

そうです。

○教育長

そのルールがなかったじゃなくて。

○学校教育課長

指数35以上というのが0ということです。そして、高知県は、熱中症警戒アラートは50です。昨年度は50回。

○生涯学習課長

はい。

一番最初に出たのが、7月5日に高知県は出ています、警戒が。

- 亀川委員
去年もこの特別警戒アラートの基準値はあったと。
- 生涯学習課長
あります。
- 亀川委員
あって、出なかったという。
- 生涯学習課長
そうです。
- 亀川委員
ああ、そういうことなのか。それだったら、まあなんとか、少し安心するというか、安心まではいかないけれど。
- 森本委員
じゃあ、50 回ということは、まあかなりの頻度ですよ。そして 50 回になったらもう基本中止。
- 生涯学習課長
50 回というか、1 回でも出たらこの真ん中の色でいうとこの赤色。この上に本当は紫があるのですけど、紫があって赤色があって。ですからこの真ん中の分が高知県で年間 50 回出ていると。
- 学校教育課長
夏休み中も出ているかも分からないし、全て学校がある時に出了とは限らないのですけども、50 回出ている。
- 生涯学習課長
はい、7 月から。
- 百田委員
5 月にも出た時もあった。
- 生涯学習課長
はい。
2024 年でいくと、高知県は 7 月 5 日がスタートですね。
- 教育長
でも 35 度を超えるのはもっとありそうな気がする。
- 亀川委員
35 度を超えるのはたくさんありましたね。
- 教育長
ありましたね。
- 森本委員
35 度を超えるだけでは、暑さ指数。
- 生涯学習課長
3 つぐらい指数があるので。
- 森本委員
気温だけでは決まらない。この最後の 31 以上というものはもっとあるということですよ。
- 生涯学習課長
あります。
- 森本委員
31 以上。
- 生涯学習課長
ほぼ 7 月からそれが継続していると。
- 百田委員
31 の基準、数値。
- 学校教育課長
一つの指数で決めるのではなくて、それらを勘案して対応を考えると。まあ何よりやはり子どもの命を第一に考えていくということです。

○森本委員

WBGT は、3 ページの表の暑さ指数と同じと考えていいのですか？またこれは違うものなのですか？

○百田委員

気温や湿度、風などのかみ合わせて。

○生涯学習課長

暑さ指数が WBGT。

○森本委員

3 ページのところに暑さ指数が同じものではあるのですよね？

○教育長

そうですね。

○学校教育課長

2 ページに暑さ指数である WBGT が。

○森本委員

1 のところに、タイトルのところに書いていますね。表記が少しややこしいですね。暑さ指数であったり、WBGT であったりとか。今のお話を聞いて少し分かりにくいかなと思いました。

○生涯学習課長

暑さ指数が WBGT ですよね。

○森本委員

この別紙のところに、タイトルのところに（暑さ指数）と書いてあるので。ただ、他の表記のところに WBGT だけになっていたり、3 ページの表だと、指数の見方が暑さ指数だけになっていたりするので。少しこの中身を見ると、括弧と書いていますけれど、このパッと見た時の印象が、少し分かりにくいなと私は思いました。3 ページの表の話ですけれども。

○学校教育課長

3 ページの表の暑さ指数。この文言の（WBGT）と書いてあったら、入っていたら。

○森本委員

文言の中を見ると、書いていますけれども、大体皆さんこの表を見らと思うので、表を見た時に同じものなのかと読み込んでいけば分かりますけど。今のお話を聞いて少し思いました。

○中元委員

少し、教えていただきたいのですが、去年も大変暑かったです。それで、この熱中症警戒アラートの指数を利用して、学校訪問の際に、保育所、幼稚園へ行った時には、大変保育の現場ではご苦労なさっていて、今外に出せないとか、室内遊びだけしかできないとか、結構行動が制限をされていたかと思うのですが、実際、学校現場の方では、原則、激しい運動は中止。けれども、状況に応じてはこまめに水分を摂りながら、結構できたのか。かなり制限されて、やりたい活動、部活であったり、体育であったり、やりたかった活動ができなかったのか、その辺はどんな様子でしたか？

○学校教育課長

細かい数字は今手元にはないのですが、体育館で授業ができなかったり、ですとか、部活をやめて帰らせたというような話は聞いていますので、やはり影響は、警戒アラートが出たら影響は大きいと思います。

○中元委員

7 月 5 日に 1 回目出たということを今お話が出ていたのですが、8 月、9 月と 2 学期が始まって結構そんな状況になっていると。50 回出ていたということは。

○学校教育課長

そうですね。この夏休みのプールのことについても、吉川小学校が 1 日でもということで、昨年度はやってくれる予定にしていました。けれども、やはりこのアラートが出たので、できなかったとか、やはりプール、水泳指導の中でもできなくなるというようなことの影響はあると思います。

○中元委員

なかなか、ちょっと、子どもさん、生徒さんの活動の制限がこうやはりどんどん出てきていると思いますので、何とかできるだけことはさせてはあげたい、別の方法とか時期をずらす

とか、何かこう新しいことを考えていかないと、今までのようにやれていたことはもうできなくなっていると思います。

○百田委員

別の話で、防災も含めて、小中学校の体育館プラス生涯学習の体育館、2つか3つについて、エアコンを入れて、自家発電も入れて、避難場所として活用するという話はまだ出ていない。

○教育長

出ています。ただ、すぐにできる金額じゃないということです。国からはものすごく強く要請されています。国からは。

学校数が多いので、それに対応するのはなかなか。

○百田委員

去年も8月8日に、まあ、注意で済んで、もう何人か、ふれあいセンターとか冷暖房の効くところで、OKだったけれど。あれが、警戒に上がれば、結構本当に。

まさか、あんな体育館へ寿司詰めにさせるわけにはいけないですよ。子どもたち、乳幼児も含めて。その辺も早めの対応をしていただきたいし、プールも、なかなか難しいですよ。お金を言わなかったら、やはり、一ついりますよね。みんなが使えるような、授業かなんか。いろんなこと考えながらこれから先やっていかないと。35・36度が本当に出てくるでしょうから大変だと思います。

○教育長

大変です。教育長会でも大変だねと。みんなが本当に大変だと。ちょっと今プールの話が出たので、先こっちの説明を。

○学校教育課長

はい。

続きまして、水泳指導における安全管理について。これは、前回の教育委員会のほうで見ていただきまして、ご意見をいただいて、その後、校長会の方でお示しをしまして、その後、各小学校の校長先生方、中学校の校長先生方に、この香南市の捉えについてのご意見とか質問とか、そういう機会を設けまして、5月15日に中学校の校長先生、5月16日に小学校の校長先生方に集まってもらって、再度協議をしまして、最終案として、この5月21日付けで香南市教育委員会が香南市の捉えというのを示しましたところです。

原則中学校も準ずるという言葉のところを、少し見直しをしまして、下線部が中学校も準ずるということで、小学校が行うところ、中学校が準じて行うところという、基本これは小学校の水泳指導における安全管理についての指針ですよと、ポイントですよということで示しています。

なお中学校は、この下線のところを必須で準ずるのですけれども、それ以外でも、水位の工夫についても、もうすでに野市中学校でプールが始まっていますけれども、野市中学校も水位を少し下げたりして、工夫して対応してくれているというような状況です。

はい、以上です。

○教育長

何かご意見、ご質問ありませんか？

○百田委員

これ、授業に関しての水泳指導ですけど、2、3年ぐらい前から夏休み中のプールはもうなしですかね。

○学校教育課長

先日、校長会の方で夏休みのプール開放について要綱を基にお知らせしました。けれども、県の指針も出まして、水位を両肩が必ず出るようにということが新たに入ってきましたので、なかなかこうハードルが高くなったと思いますが、夜須は移動式でいけるので、けれどもPTAと相談して、実際できるかできないか、ということも協議したうえで、今月中に調査するのですけれども、なかなかこうハードルは高くなって来たのではないかなと。まあ、一番は安全、子どもたちの安全、安心のためにということと、あと監視員の確保ということが。先ほども言いましたけれど、吉川小学校の方でなんとか1日だけでもやってあげたいということから、進めてくれていたのですが。また今年も一応調査をすることにしています。

○中元委員

ちょっと、PTAが監視してもプールは無理があります。何回も行きましたけど、皆さん、順番が回って来るから何とか人数を集めて、4か所くらいで、角々で見て行っていますけれど、もし万が一事故があった場合に、それほどの気持ちでは皆さん来ていないですし、細かいマニュアルなどありませんし、一応こうありますけれど、それを認識していませんし、こういう事故があった後でしたら恐ろしくて、PTAではないと監視はできないと言われていきますけれど、自分たちの子どもを見るということで。でも自分の子どもだったらいいけれども、よその子どもなので、よそ様の。リスクとかを考えると、もう現実的ではないと私は思います。本当に小さい子どもがたくさんいますし、中でけんかをしたり、頭を持って引っ張ったりといういろいろしますので、そこを先生でもない、いち親が危ないなと思いながら行っているという現状です。

○学校教育課長

先ほどの、この香南市の捉えの内容について検討、協議するということで、小学校の校長先生方が集まって行っていた時に、協議の中にでも、やはり今までも、この監視体制で2人体制、できれば3人で行っていくと。その中でも、やはり、今までは自由泳ぎ、自由時間ではないですが、はい、それでは10分間自由ですよというような時間を作っていたけれども、もうそれは、うちの学校では、もうやめてもらいたい。それはなしでやってもらいたいというようなことを指示しましたと言う校長先生もいました。

何故なら、ここを見るというのであれば見れるけれども、自由になったら分からなくなるので、今の時期では、これはもうやめていこうかというような協議をしている、そんな状況になっています。

○教育長

それでちょっとこの間、学校で泳げないと、夏休みも遊べず、通常の授業も規制がかかるようになったときに、中学校の話ですが、川へ行く子がいっぱい出てくるのではないかな。それもちょっとセットにして、家庭への協力みたいなことを考えていかなければいけないのじゃないかと、全然違うところで話がありました。ただ、うちは、だったら海へ行け、海水浴場へ行けと言える場所がまだあるのですが、南国市とかはなかなか。

○森本委員

もしプールで可能性があるとするれば、プールだけじゃないですけど、もうジャケット着用。暑いので水遊びがしたい。ならば、まあ、6年生の子どもがこれぐらいの所に入るのには必要ないかもしれませんが、ルールを決めて。ジャケット着用であれば、素人がまあ見ている、溺れることはないの、それではないと、ちょっとよその人の子どもを見てとか、はなかなか難しいかなと思います。

そういうことを徹底していくというところが、海とか川でもそういう物なしに泳がれている方とか子どもとかたくさんいますけれども、そういった観念があまりない人がまだまだたくさんいる。でも、やはり海とか川とかで、親の責任下でもジャケット着用した方がいいとか、そういったことが必要なのではないかなとはいつも思います。

○教育長

ヤ・シィパークは貸し出し用の浮き輪とかは多分いっぱいあると思うけれども、あそこはライフジャケットも貸し出すのですか？

○亀川委員

ないじゃないかな。

○中元委員

シーカヤックとかする、そういうのでは貸してくれていたと思います。PTC行事のところでやる、あれは、海水浴場と隣になっていて場所が違う。

○教育長

そこは多分、そこは多分必須だと思います。そういう娯楽の場合は、けれども、海水浴場の方は。

○中元委員

ないと思います。置いているのは見たことないです。浮き輪だけ。している子もいれば、していない子もいる。足はつかないとか、本当に危ないですけど。

○教育長

色々と変わっていかないといけないのかな。

○中元委員

色々変えていこうと思うと、できないことがたくさんになりがちなのですけれど、させるために、やりたい気持ちをさせてあげるためにはどういう方法がいいのかというのを、もちろん考えていかなければいけないところだと思います。何でも、もうダメダメでは子どもたちの経験値は上がっていかないのです。

○森本委員

夏休みの開放でも、児童クラブにいる子どもたちが結構たくさん来ることが多いと思うのですが、児童クラブからすれば、水遊びさせてあげたいって思うのですけれど。そうなった時には、やはり、さきほど申しましたように、もしも監視員が揃えられる日があったとしても、小さい子どもがたくさんいるので、簡単なものでもジャケット着用とか、そういうことであれば、かなり安心度が高くなると思います。

○教育長

広島県の豪雨災害の時に、少しボランティアで関わった時に、豪雨災害で川が増水して、家屋が流れて人が亡くなって。そこで、学童保育で預かっていた子どもたちにプールさせるか、させないかと言われて。それで、小学校のプールを学童の子どもたちにも開放しないということになって。それはやはり、この子たちだって怖いだろうって大人思っているわけですよね。もう水そのものがこの子たちはきっと怖いだろうし、もうそれはさせないでおこうとなってプール開放を中止にしたというところに、ボランティアで少し入ってやってた時に、でも夏暑いし、水遊びはしたいよねというので、小さなプールに水鉄砲をいっぱい入れて。要は水鉄砲であれば怖くないでしょうというので、ボランティアが何かというと水鉄砲の的。走って逃げる的が、ボランティア。そういうボランティアというもの、要は子どもたちとただただ水鉄砲で打ち合いをして逃げ回るといってボランティアをやったのですが、なんか、笑わせてやらないとね。何かしらでキャッキョと笑わせてやらないと。ジーっとここでいなさいというのはね。

○学校教育課長

いろいろとこの協議の中で、県の指針も出て、やはりプールフロアがあったら、水位が上がって全部敷き詰めたらある程度できるとかはあります。けれども、やはり予算的に相当かかるという事についても、こう指針が出たのなら、やはり県の方にも、教育長会などで今度提言みたいな要望のこともあるのですけれども、そういうことも要求もしながら、プールフロアを確保するための援助があれば、揃える事もできるというようなことも要求もしながら、子どもたちのプールができるようにというようなことは考えているところです。方向性を出していくように考えています。

○教育長

これ、夜須が、こう高さが変わるじゃないですか。

それじゃあ、夜須はこれでオッケーになるかということ、ここで出ているとおり、その時にプールに入る子どもの中の一番背が低い子。その子の肩が出るように、ということなので、中学生は身長差が激しいので、底の高さが変わっても、全部が一度に浅くなるので、結果的に泳げなくなるわけですよね。だから、理想は深いところと浅いところが作れる。そして、コースロープがあって、コースロープのこっちには絶対入ってはダメですよ、と監督しながら浅い、深い、が一つの場所にあったら、中学生はこれまでやりたかった授業ができる。そういうことが多分ゴールですね。

けれども、この間、教育長会の中で、それを沈めてやった中で、それでもやはり怖かったという話が出たというのは、こうフロアがありますよね、底に。そしてこの下に落ちることがあるみたいです。そこへ足からこう滑り込んでしまって溺れるということがあ。そうすると、ここを今度塞がないといけない。しかし、商品としては、ここは抜けている。とにかく徹底して安全ということを考えるならば、そこまで考えたもので、何とか対応を。それとこのフロアというものは上で人が泳いだら、波で揺れると。それで、これも危険だということで、絶対これが揺れないように、そのプールの底に固定するとか、なかなか、あるものを買ってきて置く、では多分だめなんじゃないかという話になっていました。

○学校教育課長

ここにフロアがあるのですけれども。やはりここに潜り込みを防止するものもあります。またこれは、少し高くなります。また、折りたたみ式などいろいろあります。やはり、この中に潜り込んで危険だということはよく言われています。それを防ぐための棒が入ったものがあり、これもまた値段が高くなるのですけれど、対策がきちんとされたものがあるにはあります。

○教育長

はい。

それでは、もう一つ最後、その他の案件で、総合教育会議の方に移りたいと思います。

○教育次長

はい。

総合教育会議ですけれども、日程は7月2日で、教育委員会の日とあわせて行いたいと考えております。議題ですけれども、市長の方からは3つあがっていきまして、校区のことと、制服のこと、生理の貧困についてということで、聞いております。

ただ、こういった話をしたいのかという、詳細についてはまだ、市長とも協議をしていないので、これからにはなります。

それで、教育委員さんの方から、何かこう議題として協議したいとか、市長の方に意見をお伝えしたいとかいうことがあれば、一緒に協議をしたいというように思っておりますけれど、何か教育委員さんの方から、議題として出したいことはありますか。あれば伺いしてきたいです。

○森本委員

新しいことは今すぐ思いつかないのですけれど、この制服のお話は前もありましたよね。

○百田委員

前回の時だったか。順次もう変えていっていないか。

○教育次長

現状どうかというところかもしれないのですが、以前議題にあがっていたということなので、それ以降どうなったかと。

○森本委員

当日にはですね、多分資料の方が用意されると思いますけれども、お知りになりたいことは、今の現状。市長がおっしゃったみたい。結局、以前も話が出ましたが、その後どうなっていますかというところを、それぞれの学校ごとには違いますよね。制服は学校で決めることです。その報告という事ですか。

○教育次長

詳細はまだ、決まっていないので、また、きちんと教育委員会の方から何かこう資料を準備しないといけないと思いますので、それは事務局の方で用意をして、事前に教育委員さんにもお示しするところまではしていきたいと思っています。

○森本委員

なんとなく、進んでいなかったら、前の話の流れ的には問題ですけれど、それぞれの学校で進んでいけば、それを報告して。

○教育長

進んでいます。

○森本委員

進んでいるのですよね。夜須も生徒たちが話し合いで。

○百田委員

中学校の訪問に行った時も、校長も言っていましたよね。

○森本委員

もうすでに、変わったところもあるし、変わろうとして生徒会でやっているところもあるし。では、もうその資料があって進んでいるってことであれば、見通しがあれば。そういうことではないのですかね？ すいません。

○教育長

確かに。

○学校教育課長

教育委員さんと市長との協議の中でやる内容なので。制服の今の現状というのはお示しはできと思う。

○森本委員

進んでいるのであれば、その1つ1つの学校の現状を事前に用意していただいて、そして、市長にお示しいただいて。そうすると、この議題というものはそれほど時間がかからない話ではないかなと思いました。

○亀川委員

今の話で、制服だけではなく、校区についても、結局、何の意見を求められているのかということが伝わってこないのです。テーマは校区とはなっているけれど、その校区をどういう風にしたいと考えているのかということところあたりが、それに対してどう思うか、ならば、意見が言えるのですけども、この校区についてと言われたところで、では、校区をどうしたいのかという、その部分あたりを、制服についても変わった学校もあって、動き出した。けれども、なぜこれをテーマにするのかという、その部分をもう少し教えていただかないと意見が言いにくい。その時、その時で瞬間的に判断していかなければいけないので、もう少し詳細を。そのテーマを設定した理由ですね、協議事項を設定した理由というところを、簡単でいいので教えていただけたらありがたい。

○教育次長

はい。

また、市長と打ち合わせをして、詳細の内容をお知らせしたいと思います。

○百田委員

自分からもしあれだったら、公民館活動の一局集中をこれから先、どういう風にどうやって行くか。コミュニティが壊れた、コロナで終わった中でこれからの生涯学習を含め、まちづくりとタイアップしながらもコミュニティの再構築とか、あとは、外部講師、生涯学習課とタイアップしての学校の身守り。教育長が出るのであれば、なにかその辺を。

部活の外部講師も、だいが増えてはきていますよね。

○生涯学習課長

香南市は全然増えていないですね。

○亀川委員

増えていない。

○学校教育課長

今1人だと思います。

○百田委員

例えば、私の知っている、香我美中で大井先生が剣道で来られていますよね。これは、外部からではなくて、ただ指導をお願いしているという感じなのですかね。

○教育長

いや、外部講師です。

○百田委員

試合に連れて行ってくれる。

○森本委員

部活動指導員。

○百田委員

部活動指導員。

○学校教育課長

部活動指導員として香南市で雇っています。

○百田委員

その辺はなかなかあまり進んでいないようなところですか。

○森本委員

国が県かは、もうかなり近い感じで切り替えていくと出ていますけれど。

○百田委員

まあ、30%とか40%とかいう数字も、全国的に外部指導をと出ていますけれども。

○教育長

はい。

それでは、その他の件で、課長の方から何か報告事項ありませんか。

ない、でよろしいですか。

○生涯学習課長

この熱中症の話に関連してになるのですが、子どもよさこいの話で、100人の募集に対して101名でしたので抽選をやめました。その報告です。ただ、熱中症の警戒アラートの話もありまして、今後についての考え方ですが、7月になかなか練習ができない状況になってきていることもありますので、状況も見て、少し市長とも話をしていきたいと思っています。

以上です。

○教育長

はい。

それでは、その他、なければ次回の教育委員会の日程について、確認です。

○教育次長

はい。次回教育委員会について、先ほども申しましたとおり、7月2日水曜日で、総合教育会議の方が市長の都合で10時からということで決まりです。教育委員会の方をどうするかですが、議題が少なければ、もう9時から始めてとっておりますが、議題の内容や件数によっては午後からにしたいと思います。午後からでよろしいですか。

○教育長

つまり、午後で構わなければ午後の方が。うちも議題が分からないので、安心なのですがよろしいですか、ということですよ。

(全員異議なし)

○教育次長

それでは、教育委員会の方は、7月2日の13時半からということで、よろしく願います。

○教育長

はい。

では、予定された議事日程は全て終了しました。

以上で、令和7年度第8回教育委員会定例会を閉会します。

閉会 11時00分